

京 都 大 学 自 家 用 電 気 工 作 物 保 安 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(部局の長の責務)</p> <p>第8条 部局の長は、次の各号の一に掲げる場合には、別に細則の定めるところにより、主任技術者の意見を聴くものとする。</p> <p>(1) 電気工作物の工事計画等電気工作物に係る保安上重要な事項を立案、決定し、又は実施しようとするとき。</p> <p>(2) 法令に基づき主管官公庁に提出する文書で、その内容が電気工作物の保安に係るものを作成しようとするとき。</p> <p>2 部局の長は、法令に基づき主管官公庁が行う電気工作物の保安に係る検査を受ける場合には、主任技術者をこれに立ち合わせるものとする。</p> <p><u>3 部局の長は、電気工作物の安全管理検査を行わなければならない。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>(巡視、点検、測定)</p> <p>第13条 } (略)</p> <p>2～4 }</p> <p>(後 略)</p>	<p>(部局の長の責務)</p> <p>第8条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>2 }</p> <p>(巡視、点検、測定)</p> <p>第13条 } (同 左)</p> <p>2～4 }</p> <p><u>(法定事業者検査の体制)</u></p> <p><u>第13条の2 部局の長は、法定事業者検査を行う場合は、あらかじめ法定事業者検査計画を作成し、当該計画に基づき主任技術者の監督の下に、検査を行うものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成25年6月4日から施行する。</p>